2026年10月
(一社)日本民間放送連盟

「電波有効利用の推進に係る検討課題」に対する意見

該当箇所	意見
２．周波数割当て等の在り方	・　基幹放送は国民の知る権利に応え、激甚化する台風・豪雨・大地震などの発災時には国民の生命・財産を守るという、情報のライフラインの役割を果たしています。それぞれの地域に根ざし、日々の暮らしに欠かせない情報を取材して多様で豊かな放送番組をあまねく届けるという使命を果たすため、民放事業者は割り当てられた電波を有効に利用しています。 ・　放送事業者は電波有効利用の推進のため、周波数割当方策や運用調整の在り方について、所要の検討に参加する考えです。ただし、放送用および放送事業用の無線局は、放送本線のリアルタイム伝送と、生放送を含む番組中継に使用されているため、視聴者・リスナーを保護し、上述の情報ライフラインを維持する観点から、短時間であっても有害な干渉を許容できないことに配慮が必要です。 ・　価額競争の在り方については、収益性の高い無線システムの割当てや利用が優先され、公共性の高い無線システムにおいて支障が生じないよう、慎重かつ丁寧な検討が必要です。
４．電波利用料制度の見直し	・　電波利用共益事務の費用を無線局免許人が公平に負担する電波利用料制度の趣旨を維持するとともに、同共益事務を不断に精査することにより、現行の総額規模（約750億円）をできる限り抑制し、無線局免許人の負担を軽減すべきです。